埼玉県契約後VE方式仕様書

制定 平成19年4月1日

改正 平成21年11月16日

改正 平成23年4月1日

改正 平成31年4月1日

(適用)

第1条 この仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事目的物の機能・品質等を低下させることなくコスト縮減となる施工方法等の提案 (以下「VE提案」という。)を契約締結後に受注者から受け付ける方式を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(VE提案の範囲)

第2条 VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、 施工方法等の変更により、請負代金額の低減を伴うものとし、工事目的物の機 能・品質等の低下を伴わない範囲とする。

なお、以下の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。

- (1) 工期の延長又は公害対策、安全対策、建設副産物対策等の施工条件の緩和を伴う提案
- (2) 契約約款第18条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する事 実に基づく提案
- (3) 入札時に競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を 超えるような工事材料、施工方法等の変更を伴う提案
- (4) 大幅な構造計画の変更を伴い、構造計画のやり直し等により相当の変更 作業期間を要し、工事工程上支障となる提案
- (5) 意匠の変更を伴うなど、変更の内容が設計意図を逸脱する提案
- (6) 既存の機器及び設備システムの大幅な変更を伴う提案

(VE提案の提出)

第3条 VE提案は、その内容を明示した「契約後VE提案書」及び必要な資料 を提出することによって行うものとする。

- 2 VE提案を受け付ける期間は、発注者と協議の上、契約締結後から工程等に 支障のない時期までとする。
- 3 VE提案を受け付ける回数は、原則として1回とするが、工事の実状に照ら し、適宜対応することができるものとする。

(関連工事との調整)

第4条 受注者は、発注者が発注済みの他の関連工事に変更を及ぼす内容を含む VE提案を行う場合は、関連工事の受注者と相互に協議の上、契約後VE提案 書を提出するものとする。

(VE提案の審査)

第5条 発注者は、第2条で規定するVE提案となっているか、施工の確実性及び安全性、設計図書と比較した経済性、機能及び品質等について審査を行い、 採否を決定するものとする。

(VE提案の採否の通知)

第6条 VE提案の採否については、原則として、契約後VE提案書の受領後1 4日以内に「契約後VE提案採否通知書」により通知するものとする。ただし、 発注者は、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができる。

(VE提案が適正と認められた場合の設計変更等)

- 第7条 VE提案が適正と認められた場合において、発注者は設計図書及び請負 代金額の変更を行わなければならない。
- 2 前項の変更を行う場合において、VE提案より請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「VE管理費」という。)を削減しないものとする。また、受注者がVE提案のために実施する構造計算や土質試験等の費用(以下「VE提案費」という。)は、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の4を超えない範囲で計上できるものとする。
- 3 VE提案が適正と認められた後、契約約款第18条の条件変更が生じた場合のVE管理費及びVE提案費については、原則として変更しないものとする。

(契約後 V E縮減額証明書の発行)

第8条 発注者は、契約後VEによる縮減額を証明するため、請負代金額の支払 請求後に「契約後VE縮減額証明書」を発行するものとする。

(VE提案内容の取扱い)

第9条 発注者は、その後に発注する工事で当該VE提案内容を採用することが 効果的であると認める場合は、その活用を図るものとする。ただし、工業所有 権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものと する。

(責任の所在)

第10条 発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合において も、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

(その他関連事項)

- 第11条 VE提案に関連する事項は次のとおりである。ただし、この事項に係る 規準等が改定された場合には、この限りではない。
 - (1) VE提案が適正と認められ請負代金額が減額となった受注者は、建設業法における経営事項審査の契約後VEに係る完成工事高について、契約後 VEによる縮減変更前の契約額で評価する特例を利用することができる。